



NOMURA
Residential Fund

平成 20 年 9 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 濱田 信幸
(コード番号：3240)

資産運用会社名
野村不動産投信株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 辰夫
問合せ先 取締役レジデンス運用本部長 棗 正臣
TEL. 03-3365-7729

株式会社リプラスの破産手続開始決定による影響に関するお知らせ

株式会社リプラス（以下「リプラス」といいます。）が平成 20 年 9 月 24 日付で破産開始手続開始決定を受けたことに伴う本投資法人への影響について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本投資法人とリプラスとの関係及び本投資法人への影響

(1) 本投資法人とリプラスとの関係

本投資法人とリプラスとの間に直接の契約関係はありませんが、本投資法人が保有する物件に係る賃貸借契約の一部について、当該物件のマスターリース会社、エンドテナント（入居テナント）及びリプラスとの間で、リプラスを連帯保証人とする賃料債務等に係る保証委託契約が締結されています（以下、当該保証委託契約による賃料等の保証を「滞納家賃保証システム」といいます。）。

(2) リプラスの破産手続開始による影響

滞納家賃保証システムを利用するエンドテナントが賃料等を滞納した場合、当該物件のマスターリース会社は、リプラスに対してエンドテナントが支払うべき賃料等の代位弁済を請求することとなりますが、リプラスの破産手続開始決定に伴い、リプラスからの代位弁済の履行がなされない場合、滞納賃料等の一部が回収遅延又は回収不能となる可能性があります。

(3) 滞納家賃保証システムを利用しているエンドテナントの延滞状況

住戸数：5戸、 延滞金額：約 52 万円

(注)上記は、本日現在、マスターリース会社がリプラスに代位弁済を請求している戸数及び金額です。

2. 今後の見通し

本件による平成 20 年 11 月期（平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日）の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。なお、今後本件に関連して新たに重要な事実が判明した場合には、改めてお知らせいたします。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-rf.co.jp>